

尾張旭市水道事業量水器検針等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

本プロポーザルは、尾張旭市（以下「市」という。）が受託者に委託する「尾張旭市水道事業量水器検針等業務委託」（以下「本業務」という。）について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施の能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、最も業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

2 事業者の選定方法

市が公募による事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 業務名

尾張旭市水道事業量水器検針等業務委託

(2) 業務内容

別添「尾張旭市水道事業量水器検針等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和13年9月30日まで

ただし、契約締結日から令和8年9月30日までは、本業務の準備期間とし、業務履行期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。なお、本業務の準備期間に係る経費等は、受託者の負担とする。

4 見積限度額

408,952,500円（5か年分）

※ 消費税額及び地方消費税額を含む。

※ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

<参考>各年度の予算額

令和8年度分：40,895,250円

令和9年度分：81,790,500円

令和10年度分：81,790,500円

令和11年度分：81,790,500円

令和12年度分：81,790,500円

令和13年度分：40,895,250円

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※ 参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は失格とする。

※ 令和9年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、契約は解除する。

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8・9年度尾張旭市入札参加資格者名簿に記載されている者で、公告日から契約締結日までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 愛知県内に本社、支社、本店又は営業所等があること。
- (7) 過去5年間の間に、給水人口5万人以上の水道事業において、下記のAからGまでの業務のすべてを包括した業務委託契約を、2年以上継続して履行し、又は完了した実績を有する者であること。

A：量水器検針業務、B：滞納整理業務、C：受付業務、D：量水器（在庫管理・取付等）業務、E：徴収業務、F：開栓・閉栓・名義変更業務、G：給水停止業務

- (8) 個人情報 の 取 扱 い に つ い て 適 切 な 保 護 措 置 を 講 じ て お り 、 JIS Q 27001（ISO/IEC27001）又はプライバシーマークを取得し、現在も保持していること。

6 選定日程

内 容	日 時
公募開始（市ホームページ掲載）	令和8年4月13日（月）
質問受付期間	令和8年4月13日（月）から 令和8年4月22日（水）まで
質問回答期日	令和8年4月28日（火）
参加表明書等提出期限	令和8年5月1日（金）
企画提案書等提出期限	令和8年5月20日（水）
プレゼンテーション	令和8年5月27日（水）から令和8年6月2日（火）までのうち、本市が指定する日
審査結果通知	令和8年6月中旬
事前協議	別途通知
契約締結	令和8年6月下旬予定
業務準備期間	契約締結日の翌日から令和8年9月30日（水）
業務開始	令和8年10月1日（木）

※ 本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 会社概要（様式2）
- (3) 業務実績（様式3）
- (4) 企画提案書（様式4）
- (5) 業務実施体制（様式5）
- (6) 質問書（様式6）
- (7) 辞退届（様式7）

8 質疑応答等

(1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式6）に記入し、上下水道部経営政策課に令和8年4月22日（水）までに電子メールにより提出すること。

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和8年4月28日（火）までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式1）：原本1部

業務実績（様式3）：原本1部、写し5部

業務実績を証する書類（契約書、仕様書等）：写し6部

JIS Q 27001（ISO/IEC 27001）又はプライバシーマーク取得を証明できる書類

(2) 提出書類に関する留意事項

ア 本業務は、5に定める参加資格要件を有する者に限る。

イ 業務実績（様式3）には、5参加資格(7)で示す実績についてを、最大5件まで記入すること。

(3) 提出先

尾張旭市役所上下水道部経営政策課

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和8年5月1日（金）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(6) 参加資格の確認

提出書類に基づき、5に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認められた場合は、その旨を通知する。

10 企画提案

企画提案については、企画提案書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

- ア 会社概要（様式2）：原本1部、写し5部
- イ 直近3か年の各会計年度における損益計算書及び貸借対照表：写し6部
- ウ 企画提案書表紙（様式4）：原本1部、写し5部
- エ 企画提案書（様式任意）：原本1部、写し5部
- オ 業務履行開始までの工程表（様式任意）：原本1部、写し5部
- カ 参考見積書（様式任意）：原本1部、写し5部
- キ 業務実施体制（様式5）：原本1部、写し5部

(2) 企画提案書（様式任意）に関する留意事項

- ア 図、絵、写真等の使用は可とする。
- イ 様式規格は、A4縦、左綴じ、30ページ以内（両面印刷）とし、ページ数を付番すること。A3規格の折り込みも可とするが、A3規格の場合は片面印刷、2ページと計算すること。
- ウ 文字サイズは11ポイント以上にすること。
- エ 内容には、仕様書に基づく下表の事項について次のことを具体的に記述すること。
 - (ア) 自社の実績を踏まえた業務の履行・対応の方法や方策、提案
 - (イ) 考え方（該当事項のみ）

企 画 提 案		・水道利用者に対するサービス向上の取組、提案 ・将来に向けてのコスト削減策、事務の効率化のための方策等
業 務 実 施 準 備		・円滑な業務の開始に向けて業務準備期間に行う取組（研修等を含む。）及びスケジュール
業 務 実 施 体 制	業 務 遂 行 に 係 る 組 織 体 制	・業務上のトラブル等が発生した場合等、組織としての対応の仕方 やその考え方 ・従業員（業務従事者、検針員等）の配置計画、役割分担やその考 え方 ・指示命令系統及び各従業員の業務経験内容や年数 ・従業員の研修内容、方法及び法令遵守に対する考え方 ・繁忙期や緊急時、急な欠員が発生した場合の支援体制 ・従業員の安全対策に対する取組 ・従業員の休暇取得に関する取組とその考え方 ・個人情報保護に関する取組とその考え方

業務執行計画

量水器検針業務	<ul style="list-style-type: none"> ・検針員の確保の方法及び指導方法 ・検針の体制（検針員の人数、1検針員あたりの検針件数、検針に係る日数）[参考：1か月あたりの検針件数 約16,000件（見込）] ・屋内漏水や不動メーター、使用水量過大・過小等を把握した際の対応方法 ・誤検針、未検針、検針票の誤配の防止対策及び発生時の対応方法 ・門中、車下等の検針困難者への対応方法 ・使用者等から検針員に係る苦情があった場合の対応方法
滞納整理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理の方法、収納率を向上させる取組 ・無断退去、居所不明者による滞納への対応方法 ・専門知識を有する従業員の配置の仕方とその考え方 ・対応困難者（約束延期・不履行を繰り返す者、粗暴者等）への対応方法と委託者（本市）との情報共有方法 ・委託業務時間以外（平日夜間、業務休業日等）の滞納整理に関する対応の仕方
受付業務	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口対応、電話対応に関する適切な対応業務を図るための取組 ・苦情処理対応の方法 ・申込受付内容（インターネットフォーム等での申込を含む）のシステムへのデータ入力業務履行方法 ・休憩時間の体制や受付業務サービス向上のための取組
量水器関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・量水器の出入庫、データ入力等在庫管理に係る業務履行方法 ・量水器に異常があった場合の取替業務の行い方 ・集合住宅における私設メーターの検定満期取替依頼方法
調定・統計補助業務	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な資料を作成するための考え方
徴収業務	<ul style="list-style-type: none"> ・事務誤り防止のための取組 ・納付書が返戻された場合の対応方法
開栓・閉栓・名義変更業務	<ul style="list-style-type: none"> ・作業漏れ、量水器誤り防止のための取組及び誤り発生時の対応方法 ・車下等で開閉栓作業等が困難な場合や作業に対する苦情を受けた場合の対応方法
緊急待機業務	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務時間以外（平日夜間、業務休業日等）の開閉栓作業や問合せ等に対する対応方法
給水停止業務	<ul style="list-style-type: none"> ・給水停止に至るまでの停水者を減らすための取組 ・給水停止の方法、留意する点、体制及び苦情対応方法 ・委託業務時間以外の停水解除への対応（夜間（深夜）等）における入金、開栓への対応方法 ・対応困難な給水停止措置者（粗暴者等）への対応方法

漏水等対応業務	・量水器本体からと想定される漏水を発見した場合や問合せがあった場合の対応方法
公共下水道使用料関連業務	・届出や特別徴収のデータ入力業務履行方法
災害発生時などの緊急時の業務継続等	・災害発生時など緊急を要する場合や感染症流行時等の不測の事態における業務継続のための方策
業務全般	・委託者（本市）への業務に関する有効な情報の提供や提案をする体制・取組 ・業務執行に関連した地域貢献に関する企画・提案

(3) 業務履行開始までの工程表（様式任意）に関する留意事項

前号エにおいて企画提案書に記述することとしている事項中「業務実施準備」の「円滑な業務の開始に向けて業務準備期間に行う取組（研修等を含む。）」についての具体的なスケジュールも含めて記述すること。

(4) 参考見積書（様式任意）に関する留意事項

ア 見積金額については、仕様書及び企画提案書に記載されたすべての用務の見積金額及び内訳金額（税込）を記載すること。

イ 参考見積書の記載にあたっては、一般管理費などの抽象的な記載方法はせず、経費ごとに具体的に記載し、積算内訳等についても必ず記載すること。ただし、経費の性質上、積算内訳等の記載が困難な場合は、この限りではない。

ウ 令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（60か月）の総額（税込）及び年度ごとの内訳金額（税込）を記載すること。

エ 積算内訳の金額は、年度ごとに記載すること。なお、年度ごとの見積限度額は、4の各年度の予算額までとし、超過した場合は失格とする。

オ 準備期間中の費用は、無償とすること。

(5) 提出先

尾張旭市役所上下水道部経営政策課

(6) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(7) 提出期限

令和8年5月20日（水）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

11 プレゼンテーション・ヒアリング審査

(1) 実施日時

令和8年5月27日（水）から令和8年6月2日（火）までのうち、本市が指定する日時

※ 実施日時、実施場所等については、参加表明を締め切った後、個別に通知します。

(2) 時間配分

各参加者概ね30分程度（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）

※ 上記時間には、参加者の入れ替え時間、準備時間は含まない。

(3) 実施方法

ア 当日は、提出した企画提案書をもとにプレゼンテーションをすること。

イ 説明者は3人以内とする。

ウ プレゼンテーションにあたっては、パソコン及びプロジェクターを用いて企画提案書の内容を投影することを認める。

エ 企画提案書以外の資料の使用や投影は認めない。

(4) 機器等

企画提案書内容を投影する場合、パソコン及びプロジェクター等の必要機器は参加者が準備するものとする。なお、スクリーン及び延長コードは市で用意する。

12 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式7）を経営政策課窓口へ直接持参すること。なお、市は辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

13 企画提案書の審査

(1) 審査方法

評定審査員によるプレゼンテーション・ヒアリング審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者（合計評価点が最も高い事業者）を選定する。

配点は審査基準表のとおりとする。

なお、審査の結果、合計評価点が同点の場合は、より高い評価を得た項目の多い者を上位者とし、当該項目が同数の場合には、評定審査員間における合議の上、総合順位を決定するものとする。

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、審査結果を市ホームページに掲載し、公表する。

(3) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

14 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

15 その他

(1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。

(2) 提出された書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しないものとする。

- (4) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (5) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (7) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する本市水道事業への営業行為を禁止する。
- (8) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

16 連絡先

尾張旭市役所上下水道部経営政策課料金係

住 所：〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話：0561-76-8168（直通）

電子メール：keiei@city.owariasahi.lg.jp